

おしよしな観光大使委嘱要綱

1 目 的

上杉の城下町に代表する観光資源や米沢牛や米沢織などの全国ブランドの知名度の更なるアップを図り、本市への観光客誘致及び米沢ファンの拡大などによる地域活性化の推進と経済波及効果を高めることを目的に「おしよしな観光大使」を設置する。

2 委 嘱

本市以外に居住し、本市に関心と愛着を持ち、本市の魅力を紹介してもらえる方を市長が委嘱する。

- (1) 各界で活躍の米沢ゆかりの著名人及び本市出身者（以下依頼型） 若干名
- (2) 本市に愛着を持つ人（以下公募型） 若干名
- (3) 米澤（米沢）の姓を持つ人及び屋号を持つ代表者で、かつ本市に愛着を持つ人（以下米澤型） 若干名
- (4) その他市長が適任と認める人

3 委嘱期間

依頼型観光大使の任期は、その都度定めるものとする。なお、再任は妨げない。また、公募型及び米澤型観光大使については、委嘱の日から本人の辞退等の事由により、本市が解任するまでの期間とする。

4 役 割

- (1) 本市の提供する観光名刺や観光パンフレット等により様々な機会をとらえて本市の魅力を積極的に PR する。
- (2) 本市のおまつりやイベントのほか観光キャンペーン等への参加による PR 活動を行う。
- (3) その他本市観光振興に関すること及び観光振興に関する意見や提言を行う。

5 経 費

観光大使に提供する観光名刺等に係る経費の一部を負担する。また、依頼型観光大使については、来市旅費等の経費を負担する。なお、公募型及び米澤型観光大使については、原則として無償とする。

この要綱は、平成 18 年 1 月 5 日から施行する。

平成 19 年 2 月 21 日一部改正。

平成 21 年 2 月 2 日改正

平成 26 年 5 月 1 日一部改正